

2022年11月17日

総務部 遠藤部長

国際部 部長

土井 紀弘

留学生に関する事務手続き変更のお願い

本日付で、留学生就労先事業所に対し、別紙のとおり協力をお願いを提出しました。
2022年12月より、総務部におかれましても下記の通り実施をお願いいたします。

記

1, 留学生の勤務予定表は、就労先事業所より直接総務部へ提出されます。勤務予定変更等が発生した場合は、各事業所より総務部あて通知されます。

また、勤務実績の確認は、国際部を介さず総務部から各事業所に行ってください。勤怠届も事業所から提出されます。

2, 各種配布物・提出物の配布は、国際部から各事業所あて配布依頼を行います。これまでどおり、国際部にお渡してください。

また、提出物は、各事業所から国際部へメール便を通じて送付されます。提出状況を確認し、国際部から総務部へ提出します。

3, 人事考課は所属事業所にて行われ、事業所から総務部へ提出されます。国際部でも就労状況や評価を確認したいため、提出された人事考課のコピーを国際部あて提供ください。

以上